

# 12月1日から現在使用中の焼却炉は禁止に！

12月1日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、焼却炉の構造基準が厳しくなりました。現在使用している焼却炉は、以下の構造をすべて満たしていなければ使用することができません。

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という)の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く)
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

※具体的には

- 空気取入口や煙突の先端以外に開口部がないこと。また、炉や煙突に穴や亀裂がないこと。
- 必要な空気量が供給できるファンなどの装置が設置されていること。
- 廃棄物投入口の二重扉化や廃棄物の連続投入装置が設置されていること。
- 燃焼室に温度計が設置されていること。
- 助燃バーナーが設置されていること。

この規定は、小型の焼却炉を含む全ての焼却設備に適用されます。

※自己の事業所内の廃棄物を焼却する場合や家庭用の簡易焼却炉も対象となります。

この法律に違反して廃棄物の焼却を行った場合は3年以下の懲役もしくは、300万円以下の罰金、またはその両方を課せられます。

※市では、焼却設備の基準の変更により使用禁止となる家庭用小型焼却炉や家庭用の焼却ドラム缶を無料で回収いたします。ただし、搬出可能なものに限り、大型のものや事業所のは除きます。

※無料回収は、12月13日(金)までに地域振興課環境保全室に申し込みがあったものに限りさせていただきます。

問合せ先 地域振興課 環境保全室

## 「家庭での焼却は止め、ごみステーションに出しましょう」

## 「ごみの分別を徹底し、可能な限りリサイクルに心がけ、ごみの減量に努めましょう」

毎年市町村、ライオンズクラブ(各種団体)、企業、学校などの実施主体のもとに多くの住民の皆様の御協力をいただいております。献血の理念は、病气やけがで血液を必要としている人のために報酬や反対給付を期待しないで血液を提供する行為、相互扶助の精神に基づいた人間愛に満ちた人道的な行為です。年齢的にも十六才から六十九才と多くの方に参加していただけるボランティアです。献血は、当日の体調や、会場で記入していただいた問診票、血液比重の検査などの結果から「200ミリリットル」「400ミリリットル」「成分献血」と御協力をお願いしております。

県民会館献血ルームでは十二月三十一日、一月一日を除いた毎日開催しており、大月保健所管内では献血バスにて御協力をいただいております。

お近くへ献血バスがまいります。献血バスをお願いたします。献血バス配車計画は市役所、保健所まで把握しております。

### 「献血」に御協力を！

原因が不明で、治療法が確立していない病気をいわゆる難病といえます。そのうち、国の定めた難病(特定疾患)については、治療方法の研究を進めると同時に、患者さんの医療費の軽減を図っています。軽減措置の概要は、自己負担額が、入院の場合月一万四千円、通院は月二千円までとなっています。

### 特定疾患医療費

#### 助成制度のご紹介

原因が不明で、治療法が確立していない病気をいわゆる難病といえます。そのうち、国の定めた難病(特定疾患)については、治療方法の研究を進めると同時に、患者さんの医療費の軽減を図っています。軽減措置の概要は、自己負担額が、入院の場合月一万四千円、通院は月二千円までとなっています。

#### 【対象者】

膠原病などの四十六疾患と診断された方

#### 【申請窓口】

富士北麓・東部地域振興局 健康福祉部(大月保健所)

#### 【手続き】

次の書類が必要です。

① 特定疾患医療受給者交付申請書(保健所にあります)

② 医師の診断書

③ 住民票

④ 保険証の写し

なお、療養生活に関する相談も行っています。

詳しくは、当健康福祉部健康支援課までご相談ください。問合せ先 健康福祉部 ☎(22)7827

## 伝言板

富士北麓・東部地域振興局健康福祉部(大月保健所)